附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

経済産業大臣　齋藤　健

○経済産業省令第十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令

経済産業省企業活動基本調査規則（平成四年通商産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前		
別表第五（第五条関係）		
番号	業種	業種の範囲
一～三	［略］	［略］
四	その他の事業サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類九二―その他の事業サービス業（小分類九二二―建物等維持管理業、小分類九二三―警備業及び細分類九二九五―ペストコントロール業を除く。）
備考　表中の［　］は注記である。		

改正後		
別表第五（第五条関係）		
番号	業種	業種の範囲
一～三	［略］	［略］
四	その他の事業サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類九二―その他の事業サービス業（小分類九二二―建物サービス業及び小分類九二三―警備業を除く。）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十八号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第七条第一号、第十一条第二項、第十二条第三項、第十五条第四項、第二十六条、第二十七条の二及び第三十五条第四項の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
目次	目次
第一章　総則（第一条―第一条の七）	第一章　総則（第一条―第一条の六）
第二章～第十四章　［略］	第二章～第十四章　［略］
附則	附則
（定置式製造設備に係る技術上の基準）	（定置式製造設備に係る技術上の基準）
第四条　製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。	**第四条**　製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
一～五の二　［略］	一～五の二　［略］